

「RD問題 滋賀県と周辺自治会の皆さんとの話し合い」の概要

日 時：平成24年 9月11日（火） 19：00～21：30

場 所：栗東市コミュニティセンター葉山東 大ホール

出席者：（滋賀県） 北村部長、藤本管理監、中村課長、岡治室長、井口参事、
平井副主幹、白井主任技師、川端主任技師

※コンサル1名

※工事業者（一次対策）2名

（栗東市） 武村部長、井上課長、太田係長、梅田主事

（連絡会） 赤坂、小野、上向、中浮気団地、日吉が丘、栗東ニューハイツの各自治会から計21名（北尾団地：欠席）

（県会議員） 三浦議員

（市会議員） 三浦議員

（マスコミ） 2社

（出席者数 40名）

司会（滋賀県）：皆さん、こんばんは。それでは定刻となりましたので、ただいまから旧RD最終処分場周辺自治会の皆さんとの話し合いを始めさせていただきます。

話し合いに先立ちまして、先日、一次対策工事を受託していただきました清水建設さんから、一言御挨拶したいとのことなので、話し合いに先立ちましてお願いしたいと思います。

工事業者：こんばんは。一次対策工事のうち、地下浸透水を上に揚げ、処理施設に運ぶ作業及び掘削した土を別発注の産廃処分の車に積み込むまでの作業を、主に請け負っております。清水建設現場代理の〇〇と申します。

この工事、皆様の御理解と御協力があって初めて成立する工事だと重く受け止めております。騒音あるいは車が汚れないかとかいろいろ懸念されていることはあるかと思えますけれども、これらが極力ないように、最大の努力を果たして、粛々と工事を進めてまいりますと考えておりますので、どうぞよろしく申し上げます。

工事業者：こんばんは。同じく清水建設の監理技術者としてこの現場に着任させていただきます〇〇と申します。工期は3月末までということで、我々にとっては非常に短い工期なんです、皆さまにとりましては非常に長い時間だと思います。いましばらく工事が終わるまで御協力をよろしく願いいたします。よろしく願いいたします。

司会：ありがとうございます。それでは、話し合いのはじめにあたりまして、琵琶湖環境部長の北村から御挨拶を申し上げます。

部長（滋賀県）：皆さん、こんばんは。今日も大変お忙しい中、またおくつろぎの時間帯にお集まりいただきましてありがとうございます。先月8月2日でしたか、協定書案につきまして御提案させていただきまして、それぞれの自治会のほうにお持ち帰りいただきました。この間、いろいろと真摯な、真剣なご議論いただきまして、意見の集約等、御尽力いただきましたこと、本当にお礼申し上げたいと思います。ありがとうございます。

出てまいりました御意見を踏まえまして、協定書の案のほうを、本日、出来ればこれで御了解、御理解いただきたいということで、協定書の修正の案、それからその附属となります二次対策工事の基本方針につきまして、本日、御提示させていただきたいと思っております。私も、4月にこの事案にかかわるようになりまして、本当に長い間、地元住民の皆さん、本当に御苦勞、御心配されてきたかと思っております。そうしたことを踏まえまして一日でも早く、何とかこの問題を解決したいという思いでやってまいりました。

今回、この協定書を取りまとめるに当たりまして、私どもとしては最大限、なるべく反映させたいと思っておりますし、これで終わりということでは決してなくて、たくさんの方のいろいろとお約束をさせていただいております。こうしたことをきちんと、着実に実行していきながら、引き続き一日も早いこの問題解決に向けて、一生懸命頑張っていきたいというふうに思っておりますので、何とぞよろしくお願ひしたいと思ひます。簡単ではございますが、冒頭の挨拶とさせていただきます。本日もよろしくお願ひいたします。

司会：ありがとうございます。初めに、お断りさせていただきますが、本日は、県、市とRD問題にかかわる周辺自治会の皆様との話し合いでございます。傍聴の皆様からの御発言は受けないこととして進めさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

では、資料の確認をさせていただきます。

資料、本日は2種類ございまして、次第と二次対策工事の実施にあたっての協定書（案）の2種類でございます。不足の方はいらっしゃいませんか。

では、次第により、話し合いを進めさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

参事（滋賀県）：それでは、協定書（案）の修正の（案）でございますが、これについて説明させていただきます。

住民：ちょっと待ってください。その前に、前回の住民側の協議の中で、そもそも協定書を結ぶか結ばないかということに対して議論があつて、基本的に結ばないというふうに判断した自治会がありますので、その方が、今後この話し合いに加わるのは、ちょっと我々とは多分、協定を結ぶ方向で動いている者と、初めから結論が出ているものと違うと思いますので、その辺のところをはっきりさせたほうがいいかと思うので、まず〇〇さんのほうから御説明いただいたほうがいいかと思ひます。

住民：ありがとうございます。細かいことは申しません。もう端的に申し上げます。RD 最終処分場問題解決に向けた第二次対策工事の実施にあたっての協定書に関し、〇〇自治会は、臨時総会で協議の結果、協定書に署名することはできないと決議しました。

その理由としまして、私たち〇〇自治会は、当初より一貫して対策工への基本要求进行掲げ、将来への安全安心を守っていただくよう主張してまいりました。しかしながら、その要求に対し、県は限定された対策しか答えておりません。二次対策（恒久対策）に、将来への安全安心が十分に確保されているとは思えませんので、協定書への署名は控えさせていただきます。〇〇自治会は、将来に不安を残すような状態での恒久対策には、大いに疑問を投げかけざるを得ません。以上であります。

住民：ということでしたら、〇〇自治会さんからは、ちょっとオブザーバー参加ということで、発言を控えさせていただいてほうがいいかなと思います。

住民：いや、それは、県にお任せする。県にボールを投げかけましたので、県からの返事として。

住民：いや、この場としては、協定書を合意する方向で協議をしていくということになっているわけで、初めから協議する前から結ばないと決まっているところとは、ちょっと一緒には協議できないかと思いますが、いかがでしょうか。

住民：だからそれは、県。

住民：いや、県に聞いているんや。

住民：どうしますか。

住民：どうしましょう。

部長：今、〇〇さんのほうから、協定には署名できないというお話がございましたが、それは今後、協定書の内容がどう変更されようともその方針には変わらないという理解でよろしいでしょうか。

はい、わかりました。

県といたしましては、やはり関係する自治会の皆さん全てと合意した上で、二次対策工事には進んでまいりたいというふうには考えているところではございます。

ただ、協定書にはもう一切署名できないということでありましたら、本日のこの協定書の文言に関する話し合いの、住民の皆さんとの意見交換につきましては、御発言のほうを控えていただければありがたいなと判断しております。

よろしいでしょうか。他の自治会の皆さんも、よろしいでしょうか。

住民：了解しました。そういう前提のもとで、説明をよろしく願いいたします。

参事：それでは、改めまして説明をさせていただきます。

お手元の資料でございますけども、このアンダーラインを引いたところが、前回8月2日の話し合いから変わったところでございます。明朝体の斜体になっているちょっと字が斜めを向いているところが連絡会さんのほうで8月30日に集まって修正をされたところ。それを、さらに県のほうで修正したところが、取り消し線を引いているところですか、あるいはゴシック体で斜体になっているところがそうでございます。

あと、それを修正するに当たりまして、連絡会のほうでは触られてないんですけど、うちのほうで取り消し線を入れたりとかしたところがございます。いずれもアンダーラインが入っているところが修正箇所ということでございます。

順番に行きますと、まず協定書の4番でございますけれども、「二次対策工事の現場を公開する機会を設けるものとして」のところで、「日時等を一週間以上前に乙に連絡するものとする。」と、「この機会は、」ということで書いていただいていたんですが、「日時等」と書いたほうがいいかなということで、ちょっと一部修正をさせていただきました。

7番目でございますけども、後段のところ、「その結果、有効でない」と判断されたときは、甲は、調査を行った上で、「連絡会さんの修正案は、「廃棄物の全量撤去を含めて必要な追加対策を検討し、実施する。」ということでございましたけども、この「全量」という言葉、ここへはなかなか、うちとしては入れられないということで、「未掘削部分の掘削」という表現にさせていただきました。今度の二次対策で、25万立米ほど掘削する計画でございますけども、その掘削部分以外の掘削を含めて、必要な追加対策工を検討するというところでどうかということで、修正案を考えてまいりました。

続きまして、裏へ行きまして9番目でございます。これは経堂池に関する分でございますけども、「甲は、二次対策工事の実施に当たっては、処分場に隣接する経堂池の農業用水としての機能回復・維持に配慮するものとする。」ということで、これは特に〇〇自治会さんの御意見が強く反映されているかと思っておりますけども、これについては入れるということで、ちょっと一部、表現を、この太字になっているところ、「二次対策工事の実施」ということで、一部修正しておりますけども、これは、こういう形で反映させていただきたいと考えております。

続きまして、二次対策工事基本方針でございます。1番目の有害物等の掘削除去でございます。これの①で、県の8月2日の案ではア、イとなっておりますが、それにウとしまして、これまでの工事に見つかった鉛というのを入れるというのがございましたけども、これにつきまして、前回の話し合いの資料等でもお示ししておりますけども、溶出をしてないので、県の事業としてやるにはちょっとできないということで、削除をさせていただきたいと。そのかわりにはならないかと思っておりますが、10番目のところの工事中のモニタリングというところの後半部分のところでございますけども、「また、平成17年度の深掘箇所是正工事の際に確認された土壤汚染対策法に定める指定基準を超過して、鉛が含有されている廃棄物土については、当該廃棄物土が置かれている部分の直下流の浸透水モニタリングを行う。」というのをつけ加えさせていただきました。この深掘箇所の約5,000立米の鉛含有土の影響等をみるために、モニタリングを行ってしっかりと監視をする。大きく鉛の値が上昇するとか何とかいうようなことがあれば、

連絡協議会なりでどうするか検討を進めるというようなことで考えております。

戻りまして、1番目の④でございますが、連絡会さんの修正案では、「一次対策工事協定書7（一次対策工事掘削区域掘削後の底面については、場外搬出対象物が存すると疑われる場合にはその後の対策工事において掘削する。）で示した廃棄物」というのを入れるということで、書いていただきました。これにつきましては、この後ろの3番目のところの（2）のところに入れておりましたのが、これに相当します。その3番目のところ、タイトルとしましては、「これまでの掘削調査や一次対策工事に伴って発生した場内仮置廃棄物土等の適正処理」ということでございまして、ちょっとこの（2）（3）をここに入れるのはどうかなというようなこともございましたので、この（2）と（3）をこの1番目の④に入れております。ちょっと連絡会さんのほうで作っていただいた修正案をさらに修正した形で記述しております、「一次対策工事掘削区域掘削後の底面及び東側焼却炉跡の基礎コンクリートを撤去した部分について、電磁探査の結果、存すると推定されたドラム缶関連廃棄物土」ということで、書かせていただいております。

以上が、協定書及びそれに附属します基本方針の修正の案でございます。これにつきまして、御意見等、よろしくお願いたします。

住民：協定書の9番ですけれども、前、県のほうに〇〇の自治会のほうにも来ていただきまして話をもたせていただいたんですけども、一応そこでは、この文言と入れていただくということですけども、経堂池の農業用水としての機能回復・維持ということで、県が考えておられるのはどういうことを考えてもらっているのか、ちょっと説明していただきたいんですけども。

室長（滋賀県）：今の支障の中に整理されたものとして、経堂池の水質悪化のおそれがありまして、当然、今現在までの経堂池の水質なり底質の調査では、有害物は見つかっておりませんが、今後、ちょっとまたきちっと示させてもらいますけども、有害物の分析を継続してやっていくというようなことを、有害物調査あるいは前に出てきました農業用水としての水質というようなものを、またしっかりととはらせていただくということと、根本的な二次対策工事の有害物を除去したりあるいは遮水をしっかりとすることで、恐れを除去するという対策をしっかりとやっていくということを含めてやっていくということです。

住民：前のときの、こちらから質問したものに対する県の回答、23番に対策工事によって経堂池の水質が改善されるのかというのであがってある。そういうふうなことです、簡単に言うと。前、〇〇としては、役員会で話し合ったのは、やっぱり一番に出ていたのは風評被害ということで、ここでしてほしいこととしては、幾つかあるんです。検査とか水質検査、そういうようなものはもちろんのことですけど、例えば、十数年あそこ、田んぼやらやっていますので、水路自体がきちっとできてないと。それから情報高校のところから経堂池のほうへ行く農道についても草のそういうのもできていませんので、今、経堂池へ行くのは、上のほうの***のほうから入っていくような状態でないと入れないような状態です。それと、水を抜くのもやっていますので、その栓、水が果た

して抜けるのかどうかということもあるので、そういうものも含めてやっていただけるのかということと、それから、前のときに、1回来ていただいたときも言っていました浚渫ですね。そんなことも含めて、二次対策のときにもやっていただきたいというような感じで、ちょっとここに上げさせていただいたんですけども。

管理監（滋賀県）：前、〇〇さんのほうに行って説明させてもらったと思うんですけども、あくまでもこれは二次対策工事の実施にあたってという協定書でございます。何遍も繰り返しになって申しわけないんですけど、二次対策工事は、産廃特措法を使って代執行というのを前提に行うということですので、現在のところ、支障が確認されていないという部分について、その対策工の中に含めるということは困難ですという説明はさせていただいたと思います。

ただ、先ほど室長のほうが言いましたように、今後長い間、対策工事を行いますので、その間も含めてあるいは最終的に皆さんにお約束しておりますいわゆる地下水の環境基準であるとか、安定型処分場の廃止基準、これがしっかりとできるまでは、あわせてちゃんと経堂池が大丈夫ですよという結果を定期的にしっかりとモニタリングして、それを県の形で当然、公表していくという形でもって、それは、一応、二次対策工事の中でやれると思っておりますので、そういう形で行いたいということでございます。ちょっと、今おっしゃった浚渫とか、今既に浚渫しないと汚れている土がいっぱいRDのおかげであるということが、明確になっておればいいんですけど、先ほど室長が言いましたように、今までの検査結果でも、そういう数値が出ていないというところについて、産廃特措法の代執行という形で浚渫というような対応策がとれないという点については、御理解を願いたいというふうに思います。

住民：それはわかるんですけど、役員会なり個人的に話をしていると、やっぱりあの池が使えないようになったのは、RDのことですわね。これがなかったら今、農業用水として使えると。これについての補償は、やっぱりやらしてもらわないと、結果的には異常はないということですけども、果たしてそれであの水を使って米をつくった場合、前も言わせていただいたんですけども、それでいけるのかどうか。実際のところ、農業の担当している者に対しても、自分がその役をやっている間には、あの水は使わないと。どういう結果になっても。そういう形でも言っていますし。今日も、個人的に話を前の自治会長等と話をしていたら、やっぱり浚渫というか、そういう形のやつをきっちりやらしてもらわないとだめやということも言われていますし、何らかの形で、そうやないと、池のことはほったらかしになってしまって、向こうの処分場のほうが中心になって、もうそれで終わったという形になったら大変なことです。ここにはどうしても無理でしたら、何らかの形できちっとやっていくというそういう形のことば言っていたいんですけど。

管理監：あくまでも、我々がしなければならぬのは、そういう支障が出ているものを、しっかりとおそれも含めて除去するという形の対策工事という形になりますので、今おっしゃっているものについてこの中に盛り込むなり、あるいは別途約束をお願いしたい

と言われても、ちょっとその辺については、誠に申しわけございませんが、できないというのが正直なところでございますので、いわゆる代執行でする部分と全然かけ離れてしまっておりますので、その点については、以前から、これはこういう趣旨の対策工事ですという形で説明をさせていただいておりますので、その中で、そういうことはなくて、ちゃんとあそこの水は使えるんですというのを、何年にもわたって今後もしっかりとそれを測って公表をしていくという形でもってやっていきたいと。

先ほど補償という言葉も出ましてけど、前も言いましたけど、補償というような概念というのは、いわゆる対策工、産廃特措法という部分になじみませんので、そういう意味でもそれもちょっとできかねるというのが正直なところでございます。

ただ、これを早くRDの処分場自体を、この二次対策工事でもってしっかりとやり遂げできるだけ早く、我々あるいは皆様方が望んでおられる環境にすることが、一番のプラスという形になるのではないかなという形で、それでもって責任は果たさせていただきたいというふうに考えております。

住民：いいですか、別件ですけど。二次対策工事の基本方針の4の話なんですけども、修正させていただいて、すっきりしたとは私は思いますが、④のところは、結局、ドラム缶関連廃棄物土を除去するという形になっていますよね。

ところが、一次対策の協定書では、ドラム缶関連廃棄物土という定義ではなくて、場外搬出対象物という定義になっていますよね。この場外搬出対象物というものは、どういう定義をされているかというのと、「ドラム缶、医療系廃棄物、特別管理産業廃棄物相当の廃棄物、それらによって汚染された土砂等」これが場外搬出対象物なんです。そうすると、今回のドラム缶関連廃棄物土というのは、前回、一次対策工事の協定にあった場外搬出対象物よりも、かなり狭くなってしまっているのではないかという気がするんですが、いかがでしょうか。

参事：この④を書かせていただいた掘った後、電磁探査をして、電磁探査でわかるのは金属ですので、ドラム缶関連廃棄物土ということで書かせていただいたんですけども。

住民：一次対策のときには、電磁探査で発見された廃棄物という限定はとってないですよ。一次対策のときには、「場外搬出対象物が存すると疑われる場合は、その後の対策工事に掘削する。」って書いてあって、そのときに疑われるか疑われないかという問題は電磁探査に係るか係らないかということとは関係なく規定されているわけですから、何もドラム缶関連だけという形ではなく一次協定はつくられているはずなんです。

ところが、今回、かなりこれは狭く設定されてしまったことが、納得いかないんですけど。

参事：確かに、電磁探査以外で、下に悪いものがありそうやというような合理的な掘る理由があるということであれば、これに限らなくてもいいかなとは考えます。

住民：前回、一次対策のときの協議のときに、掘っていったけども、今回はそんなに深く

掘れないんだと。ただ、掘っていったら医療系廃棄物が出てきていて、下に何か危ない物がありそうだけでも、これ以上掘れないし時間もない。そういうときには、二次対策をしっかりとやりますという話だったはずなんだよね。

だから、今回のほうで、ドラム缶関連廃棄物土という定義は、ここはちょっと納得できなくて、前回のような一次対策における場外搬出対象物というような内容にしてもらわないと困るんですけど。

参事：そうしましたら、「電磁探査等の結果、存すると推定された有害廃棄物土及びドラム缶関連廃棄物土」というのではいかがでしょうか。

住民：あくまで、電磁探査が前提になっているわけね。

参事：いや、それもあつし、それ以外でさつき〇〇さんおっしゃったように、あるのはわかっているけども、これ以上、一次対策では掘ると危ないということで止めたようなものについてもやりますよと。

住民：そういうことがわかるように、表現してくれないと。今の説明だったら、電磁探査に限定される。

住民：ここに追加したらええんやと思うのですが、「コンクリートを撤去した部分について、」の後に、「場外搬出対象物が存すると疑われる場合にはその後の対策工事において掘削する。」と、これからまた、電磁探査もしてほしいさかいに。また、電磁探査の結果とかね。それをね、入れてもらったらいいいと思うんだけど。

住民：ちょっと後、まとめて少しいい文言を考えた上で、また後で。
あと疑問点、ほかに出してもらったほうがいいと思います。

室長：今の内容については、そのとおりですので、表現だけ。

住民：それともう一つ、協定書の7で、廃棄物の全量撤去というところをなくして、未掘削部分の掘削って、またうまいことを考えた****あるんだけど、この違いは何なんだろう。ちょっと微妙。

管理監：ちょっと追加して説明させていただきます。

住民：説明してもらえ。

管理監：前から言っておりますように、全量撤去という部分については、もうはっきり無理ですという形でもって言っております。多分、皆さん方おっしゃっているのは、今回、20万の西市道側等を掘削すると。あと残った部分をと、こういう意味やと思うんで、

そういう意味で未掘削部分の掘削を含めてというのは、そういうふうに入れさせてもらった。そうでないと全量と形になりますと、読み方によっては、既にこの二次対策で掘ったところも含めて、全量というと全て処分場内の部分を指しますので、それもやり直す、いわゆるそうなりますと、我々から申しますと、もうはなから二次対策部分のやったところまで否定すると、それが不十分であるとかいうふうな形になって、要は二次対策でやったものをチャラにして、もう一回やり直しという部分のふうに解釈されますので、そういう意味で場所を特定するために、未掘削部分という形で書かせていただいたということでございますので、全量というと全てになってしまうので。

住民：全量と言うたのは、ちょっと意味があるんです。この対策工事というのは、この案できちっと書いてありますけど、果たしてこのとおりの工事をしてくれたのかなど。今までの経験からいうと、完全マニュアルどおりの工事じゃなくて、知らん間に手抜き、手抜きという言い方をしたら悪いんだけど、に近いような工事をして、やったやっただけで終わってしまったら、当然、悪い結果が出ますよね。そういったものも含めて、きちっと工事をしてほしいがために、こういうことをうたったということなんです。

管理監：その点については、ここの。

住民：信用してないもん。こんなもん。

管理監：ですから、二次対策工事の中で、いわゆる別途、住民さんに情報を全て、わかった段階で、数字等やったら一週間以内とか、あるいはその工事現場の公開であるとかいうような形で報告もさせていただきますし、それを確認する場を別途設けるという形になっているので、それさえも今後やる二次対策も、何か言うているけども、十分それさえへんやろということと言われると。

住民：あのね、そういうふうにとってもらったら悪いけど、きちっと工事をしてほしいがために、この文言を入れてほしいという、この文言に決まったのは、そういうことがあるんですよ。きちっとした工事をしてほしいがために。

管理監：きちっと工事をするというのは。

住民：もうそれ以上言いません。

管理監：そういう意味でしっかりとやるというのは、あらゆる協定書の中でもそこは入れさせてもらっておりますし、そういう意味で皆さんがおっしゃっているのは、もし有効でないという場合ですと、そのほかのところから漏れているんじゃないかとか、ほかのところも同じような手法でもってしっかりと確認すべきやないかと、つまり西市道側ですと、完全に底面まで起こして、それを確認しながら遮水工をするという形で、ずっと説明させてもらったと思うんで、多分、そういう意味でおっしゃっているという意味と、

先ほど言ったような形で全量ですと二次対策まで否定するというような文言につながりかねますので、この文言ではだめでしょうかという意味で。

住民：工事を否定しているわけじゃないんですよ。多分、言おうとしているのはわかってくれていると思うけど。

管理監：私の言っていることをわかっているかなと思うんですけど。

住民：そちらの言おうとしていることもわかっていますけど。

住民：よくわからないんですけど、個人的には、その結果いろいろやったけど、有効でないと判断されたとき、こういうことをしますよって言っているんだから、この全面撤去等も考えるっていうことを入れてもおかしくないと思うんですけども。個人的に言わせてもらったら。だって、これ工事をして有効であると判断して何らかの結果が出ると、有効の結果が出るとやってきて、出なかった場合に、***書いたんだから、僕はよくわからないですけど。

住民：例えば、深掘り穴、何遍も話題に出ているんだけど、修復しましたよね。まだまだ掘削できるけど、これ以上掘削できないというのは県が言わはったことですよ。けど、今の建築土木の技術では、ちゃんと掘削できるんだよね。ところが県は、できないできない言うて、結果的にはそこから先は掘らずに、コンクリートミルクか何かを注入してやりましたよね。あそこももう未掘削になるんか、ひよっとしたら向こう側、漏れている可能性がありますよね。絶対大丈夫というのは県の発言でしたけど、何かそういうところがあちこちあると思うんです。だからそれらも、工事終わったから、ここはもうしないんだと言われてしまうと、ちょっと納得がいかないなという。

室長：そういうことで、ちょっと繰り返しになるかわかりませんが、今の掘削部分は、みんなでちゃんとできるように見ていくという前提の中で、例えば、あそこがあかんかったんやということがもしあれば、それは、その部分の必要な追加対策という話があるかなと思うんですけども、今の掘削というのは、掘削して底面を出すと、全部掘り返して分別して、有害物の分析をして埋め戻すというようなことの部分につきましては、今部分についてはもう終わりますので、それはしっかりとみんなで見てしっかりやっていった上で、例えば、今言われたようなところで、今やったところが、あそこがあかんかったんやっていう話になれば、それはもう全量掘削じゃなくて、その部分のまた、あそこがあかんかったんやなということであれば、そこを直すということはあるかなと思うんですけど。またもう一遍、今やったことを全てひっくり返してしまうというようなことは、ちょっとあり得ないことかなと思いますので。

管理監：今おっしゃっている例えば、二次対策工事の不十分さという部分については、一応、リスクと対応という形で、前、精査してもらった中で、効果が不十分な時としては、

要は先ほどの言ったK s 2層のほかへ漏れているところがあるとかいう部分については、この部分で未掘削部分という分で行けると思うんですが、それ以外のところにつきましては、いわゆる施工不良とか不等沈下によるひび割れとかいう部分については、前の7月24日の話し合いの資料にも書かせていただいたように、対応としては、そういう要は遮水したところからの漏水が疑われる場合は、調査検討を行い適切な対策を講じると。側面遮水についても、同様の文言で資料を出させてもらっていると。その点については、11の最後の基本方針のところ、これまでの周辺自治会との話し合いの内容を尊重して、二次対策工事を行うものとするという形で、これも全て尊重しながらという形ですので、いわゆる今の二次対策工事の分とは別の部分で、全量掘削というものが入っているというふうに、うちは解釈いたしましたので。

住民：これ以上言うつもりはないですけど、ここが疑われるってわかってしまえば、それはそれでいいんですよ。けど、結果が悪いんだけど、どこが悪いかわからないというときにはどうするの。もうここは回答はよろしいです、それは。

住民：今のにも関連するんですけども、二次対策工事の基本方針の1の①のウですが、消されている部分、これまでの工事で見つかった鉛、これね、今、検査しているのは、溶出試験、僕らは、含有でもって高濃度であったところがたくさんあったんじゃないですか。900だとか1,000だとか。500というぐらいのやつもありましたけども、そこらは残しといてするんですかね、この今回の対策工事。ということは、廃棄物を分析して、それを振るいにかけて分析結果がよかったら、もう埋めるんですか。ということは、そこから鉛の溶出しないということは、保証はないわけですよ。というのは、今回の検査でも、23年、24年度で検査した県のNO.1それからAの3、オー1とかNO.1とか、溶出で出ていますよ、鉛。浸透水で出ていますよ。

ただ、基準を超えてないというだけの話でしょ。基準を超えてなくとも出ているわけです。そこが問題です。自然でないもの。ここ出てるわけです、こんなにたくさん。そういうことが起こりませんかということもあるわけです。そしたら、今まで見たところ大丈夫かってことになる。だから、せめて今、はっきりわかっているところだけでも、取ってからしてくれるんなら。まだ、妥協の範囲内になるけれども、全く消してしまっただ鉛は論外だと、これじゃあ納得できないです。それこそおっしゃっているように、出てきたときは全量掘削です。全量撤去。

室長：これは、もうずっと何年も議論させてもらっているところですけども、含有は知っていますけど、溶けてないということでございますので、それをここの代執行としては、掘り出すことはできませんので。

住民：溶出試験そのものが、私はおかしいと思っているんです。中性にわざわざして、そして出るか出ないか。そんな、そういうことをやっているわけです。けど、現実に浸透水が出ているわけ。基準超えてようが超えてまいが、出てるわけです。そしたら、それが基準、いつになって超えるかわからへん。第一、長期にわたって置いてあったところ

は、基準をはるかに超えていたんでしょ。500倍も600倍も610倍ぐらいになっていた。

室長：何十時間でこれもう議論させてもらいましたけども。

住民：そうですよ。だから、譲れないんですよ。

私ね、〇〇さんが、今回のこういう方針をとられたということ、大変よくわかる。だって、これだけ話ししていて論議していても、何ら肝心なところは踏まれてない。ものすごい不満ですよ。

管理監：ただ、前から言っておりますように、産廃特措法というのは、一定の基準でもって対応するという形になっておりますので、その場合に、確かに鉛が基準以下であっても出ているというのはわかりますけど、基準以下で出ている分については、環境基準を下回っているという形になりますと、対応ができないという点は、もう何遍も〇〇さんにも御説明させていただいたというふうに思うので、そういう意味で、今、それでもし危ないような基準を超えるようなものが出る恐れがあるやないかという部分については、最初、説明しましたように、そこの一番固めて粘土で置いたところについての直下流でもって、モニタリング井戸でもって、そういうことはないということを、常に観測していきますという形でもって対応させていただくという形で、先ほど基本方針のほうを変えさせていただいたということでございます。

住民：A-3なんかでも、鉛が610倍出ている。ところが、採取方法を変えたと。それによって基準以下やと。これ矛盾ですよ。やっぱり610倍は超えていたというのは事実なんです。それがね、SSにくっついていようが、そんなこと関係ないですよ。要は、それが出ているということが問題なんです。それが、後々、地下水に流れていくという懸念がないのかということです。

住民：水かけ論になってる。違う観点から少し。今の問題なんですけど、先ほど未掘削部分という問題ともかかわってくるんだけれども。

住民：鉛の話。

住民：鉛の話。鉛の話で、結局、県はこの鉛を取り除かないかわりに10のところにモニタリングを行うことということに入れたんだよね。つまりこの鉛は取らないけれども、注目していきますよと。そういう妥協なんだよね。そこで確認したいんだけど、ここのモニタリングで異常値が出た場合、そうした場合、〇〇さんがおっしゃるように取るという選択肢は、さっきの言っているところの未掘削部分を含めて必要な追加対策と言った場合、あそこは一回掘削しているわね、深堀り穴として。そうすると、そこは除かれるって判断されるの。つまり、モニタリングしても異常値が出たときにどうするのが、はっきりしないと、これは全然意味ないじゃん。だから、異常値が出たら、取

り除くって言うんだったら、今回は取り除かないけど異常値が出たら取り除くって言うんだったら、ここの未掘削部分の、ここにプラスアルファで、この鉛の問題も入れてもらわないとまずいんじゃないかという気がするんだけど。

住民：未掘削であろうがなかろうが。

住民：未掘削っていう表現じゃなくてね。

管理監：あくまでも、これは一次、二次という対策工事の中での文言ですので、この場合の掘削というのと、5年10年前に掘削したという部分まで含めているわけではなくて、一次、二次という形で、この特措法でもって本格的にやった工事における掘削部分。

住民：それならば、ここの7のところ、未掘削部分というのは、一次対策、二次対策ってつけてもらえる。そうすれば、要するに、10のところ、モニタリングで異常値が出たときに掘削するんだって担保が取れるよね。それはオーケーですか。

住民：けれども掘削したところであっても、異常値が出たら、ほってかれないよね。

住民：それは検討して入るんで、当然ながら。必要な追加対策だから。そこも含めてだから。当然、あそこは、除外するとは書いてない。

室長：どういうときに掘削するか、異常値が出てどんどん溶け出してきたら、そりゃ浸透水の安定化という言葉は悪いかもかもしれませんが、きれいになっていくのを取ったほうが、早くできるんや、非常にどんどん溶け出してきた、浸透水がものすごく濃く鉛が出てくると、そんなことになったらまた掘り出すということ、今あるかなと思うんですけども。

住民：そりゃおかしいやろ。5年という期限を切ってて何のを話をしてる。おかしいです。

住民：これ、産廃特措法は。

室長：これは、5年ということじゃなくて、浸透水は5年でやめるわけじゃなくて、以後もモニタリングはしていくということになると思います。5年は、傾向というか効果を確認する話でありますので。

住民：その結果、超えていたら問題ですよ。それまで曖昧になると。

室長：超えていたら、その浸透水の遮水はしっかりとするわけですけども、浸透水はずっとはかっていくところですし、汲み揚げて浄化もしますけども、その支障となるような溶出があるということであれば、対策をとる必要があるかと思しますので、その辺は、

またモニタリングの状況、結果の状況とかを踏まえながら検討していくということになると思います。

それは、ここの協定で、未掘削部分がどうかこうとかいう話ではないかなと思うんです。原因は何なのかという話です。

住民：この辺にも関係するんだけど、産廃特措法の延長ですか、これ10年ですよ。10年たったらどうなるんですか。もう適用受けへんから、まずいこと受けようがどないしようが、もう何もできひんなあという。これ、皆さん、産廃特措法の延長が決まるとき、国会のあれを見た人いますか。議事録読んだ人いますか。結果、4項目か何かありましたよね。附帯決議のあれも読んだ人いますか。これね、県もみんなに配らないかんですよ。これがもとの、今回の話が決まるんでしょう。だから、一生懸命、住民はこういうことをしてほしいって言うても、それは産廃特措法の延長に合致してないからできませんよって言うても、先見せなきゃいけないよ。それから今のちょっと質問ですけど、10年後、どうなりますか。

管理監：まず、産廃特措法について言いますと、基本的に産廃特措法では、期限が再度決められましたので、その分であと10年延長されたということでございます。

あと、聞いておりますのは、その附帯決議の中で、その後がどうのこうのという点については書いてないと思うんですけども、基本的に聞いておりますのは、これは最後だというのは聞いておりますので、10年で、今の段階でこの国会の中での議論で言えば、10年で産廃特措法というのは切れます。

それともう一点の、その産廃特措法が切れた後、どうするんやという部分、その点については、前からもお話をさせてもらっていると思うんですけども、この中にも書いておりますように、県有地化をするという形でもって県は、ちゃんとその土地に責任を持ちますよということでございますので、県有地から有害な物をどんどん流れ出ているという形になると原因者になりますので、それは当然、原因者としての対応をとらなければいけない。その場合の産廃特措法があるなしというのは関係なしというふうに考えております。

住民：これね、10年たったらね、もうきれいになっちゃってるはずなんだよね。これ、国会で多分、副大臣が答えたと思うんだけど、自由民主党の福井さんでしたか、5年じゃなくて15年じゃなくて、何で10年なの。この質問に対して、たしか副大臣やと思ったんだけど、10年できれいになっちゃうと言うてるんだよ、たしか。附帯決議やら今の議事録なんかを、やっぱりみんなに見せなきゃいかんよ。

室長：それはですね、何で10年かという、今、現在の特措法を今まで使ってきたけどまだできていないところ、あるいは、これからまだ手を挙げてないけどこれから手を挙げようとしているところが対策に何年かかるかということをする、10年以内に対策が完了するということですので10年にすると、こういうことで10年にしたという説明をしているところやと思います。

住民：たしか副大臣でしたよね、回答したのは。

室長：答弁を誰か、副大臣かなと思いますけど、それは、これから15年かかるんやと言っているとかいうところがないと。最長で10年やと、10年延ばすと、今、見込まれているところは、全て対策工は終わると、そういう答弁をされているところやと思います。

住民：ということは、滋賀県も10年でできちゃうんですね。

室長：そうですね、今まで説明させていただきましたように、工事が5年ほどかかって、2年ほどモニタリングしてということですので、この延長の特措法期限内に終わるといふことで考えております。

住民：ちょっと別件でいいですか。

今、ちょっと気づいたんですけども、協定書の8、これまで触れてなかったんですけども、2行目、「甲は、直ちに連絡協議会に連絡して」って書いてあるんですけど、連絡協議会じゃなくて、下のところをみると連絡会なので、ここは「直ちに乙に連絡して」ですよ。そういうふうに変えないと。

それと、〇〇さんに確認したんですけど、この連絡会から名前外してもらっていいということでしたので、8のところは、「直ちに乙に連絡して」というふうに変えてもらって、それから乙のところの〇〇のところを取ってもらうという修正は必要だと思います。

住民：6番も連絡協議会になっている。以下、連絡協議会になっている。そうすると、どっちかに統一したほうがいいね。

管理監：連絡協議会というのは、今後つくる部分ですね。二次対策のときに。

住民：ああ、そういう意味か。

管理監：ただ、〇〇さんがおっしゃったように、一番頭の部分の最初の1行目、2行目ですけども、滋賀県知事（以下「甲」という。）とRD問題周辺自治会連絡会（以下「乙」という。）、この場合に、現在、RD問題周辺自治会連絡会というのは、6自治会で構成されているというふうになっておりますので、この部分は、逆に言うとRD問題周辺自治会連絡会というのが、規約とかが何かあって、その場合に、一自治会がそこから抜けるとかどうのこうのという形になっているような規約でもないの、この場合は、滋賀県知事（以下「甲」という。）のと、RD問題周辺自治会連絡会という形じゃなしに、5自治会の名前を全部ずっと書かせていただいて、以下「乙」というと、そういう形で整理はしなければいけないかなと。

住民：なるほど。そうだね。RD問題周辺自治会、周辺、一つ抜けると5自治会というぐらいにしといてもらったほうがいいよね。

室長：ですから、一番最後の裏面の乙のところの判子というかサインしてもらうところも、RD問題周辺自治会連絡会はもう抜いてしまって。

住民：抜いてもらったほうがいいね、わかりやすいね。

室長：滋賀県栗東市〇〇自治会という形で5つの自治会だけを書かせていただくと。

住民：そうですね。

室長：それは、先ほどの〇〇さんの自治会の総会での意見も踏まえて。

住民：そうすると、前文のところの前も変えないといけないね。

室長：ただ、覚え書きを交わしたのが連絡会となっているので、文書的に、本日、正式に聞かせていただきましたので、この部分については修正をさせていただきます。

住民：そうですね。

そうすると、ちょっともう一回、確認なんだけど、この連絡協議会には、〇〇さんは入るのかなあ、今後。甲、周辺自治会、栗東市及び学識者で構成するって書いてあって、この連絡協議会の中に、今後、〇〇さんの代表者は入るのか入らないのかよくわからないね。双方、どういう御希望ですか。結んでないんだから、やっぱり入らないわな、当然ながら。

住民：結んだここの協定書だけが入るとは、想定されていないですよ。

住民：ただ、ここで決まったことに基づいてチェックするわけだから、その協定を結んでないところが入るっていうのは、〇〇さんの問題にもかかわるんだけど、〇〇さんがここに入るか、連絡協議会の中に入るかどうか微妙なところだよ。その辺、どう考えますか。

管理監：基本的には、この工事の内容とかいろいろ連絡も含めて、それに、いわゆる工事にかかわってくるのは周辺の自治会さんであるという形なので、その点については、周辺の自治会さんについて、その周辺自治会さんの意思でもって入っていただくというふうに考えております。

住民：一応、県としては呼びかけるというわけね。〇〇さんにしても〇〇さんにしても。

管理監：はい。できるだけ、関係周辺自治会**。

住民：入る入らないは別、各自治会さんの。

管理監：引っ張ってくるわけにはいきませんので、ちゃんとそういう形でこういう工事をするので、影響とかいろんな情報もお知らせしたいので、こういう形で参加いただけませんかという形の当然、対応をさせていただくというふうに考えております。

住民：ただね、7番で、この連絡協議会で、ものすごく大きいじゃない。有効じゃないか判断する力を持つわけですね。こここのところにね。だから、単に連絡組織ではなくて、今後、この問題を見守る一つの主体になるわけですね、毎回こういうふうに来るのではなくてという形になるからね。だからそこも踏まえて、その責任を負えないというふうに〇〇さんは言っているわけだから、微妙なところだね。〇〇さんが来るかどうかはね。

管理監：ただ、その点については〇〇さんも〇〇さんも、また自治会で決めていただいて結論出していただけたらというふうには思いますけども。

住民：ということは、協定書は結ばないけれども、連絡協議会には入るというのもありだということなのね。

管理監：はい。それは、二次対策工事をしっかりと関係の周辺自治会の皆さんに、支障のないように環境的にも問題のないように、いろんな情報もお知らせしないといかんし内容もお知らせして、御意見をいただくのはいいかなと。ただ、最初に基本的にサインしていないという部分は、経過としてはございますけども、やはり二次対策工事をしっかりとやることが、周辺への支障の恐れ除去という形があるので、やはり。

住民：わかるけど、何となく何か他人のふんどしでこれから相撲とりますよって言うみたいな感じがしないではないんですけど。結構です。

室長：先ほどの修正をちょっと考えましたので。

参事：基本方針の1番の④でございますけども、ちょっと修正案を読み上げますと、一次対策工事掘削区域掘削後の底面及び東側焼却炉跡の基礎コンクリートを撤去した部分について、その下に存することが疑われる有害廃棄物土またはドラム缶関連廃棄物土でいかがでしょうか。

住民：もう一回言って。その下に。

参事：その下に存することが疑われる有害廃棄物土またはドラム缶関連廃棄物土、この有

害廃棄物土またはドラム缶関連廃棄物土の定義の上の①のア、イでしておりますけども、それは、中身としましては、先ほどの一次対策の協定書にあります場外搬出対象物と同じになるかなと考えておりますので、これで。

住民：ということは、医療系廃棄物も含まれるという。

参事：そうですね、そういうことです。

住民：電磁探査は行わない、あるいは必要に応じた。

参事：それはもちろん行います。

住民：きのう鉛の問題で、粘土で囲った近傍でモニタリングをやると。これを見てみますとね、工事中のモニタリングなんです。工事中だけのモニタリングなんです。じゃないでしょう、言われている意味は。だけど、この10項にいうと、工事中に限定されると。

室長：そうですね。工事中じゃないですね。

住民：だから、その以後もずっとね確認されるのであれば、もっとわかるような修正を。

住民：そうだね、だから、ここは、鉛問題対策とかなんか、こう。

管理監：ここの二次対策工事の基本方針という形になりますと、二次対策工事というのは、契約が終わるまでですので、その間はします。もう一つのモニタリングについては、協定書の5でもってですね、表のほうで、「旧RD処分場のモニタリングについては、浸透水水質については安定型処分場廃止基準を、地下水の水質については地下水環境基準を、それぞれ安定して下回っていることができるまでの間、継続して実施する。」と、いう形になっていますので、二次対策工事のモニタリングとしてはこうですよと、そのことをやったモニタリングというのは、当然、5のところの協定書のほうで、それ以降も廃止基準とかをちゃんとクリアするまでやりますと書いておりますので、その点については、こういう形で書かれて、ここに二次対策工事の基本方針の中に、その工事後のことも書くというのは、ちょっと違うのかなと。

住民：なるほど。つまり10番のような工事中のモニタリングは、工事後も行うということを含めて、5の内容であると。

管理監：そうそう。だから、RD 最終処分場モニタリングについてという形で、5で書いていますので。

住民：そういうことですね。

管理監：ここで、「対策工事はここをちゃんとモニタリングする、井戸を掘りますよ。」と
言うておりますので、このモニタリングについては、当然、処分場内のモニタリングです
ので、それ以後も廃止基準をちゃんと下回るまでやりますという形ですので、そこで多
分、調整できます。

住民：それは、何かでわかるようにしてもらわないと。これはあくまで工事中のモニタリ
ングという項目に入れているわけだから。工事中に限定した中に、これを入れている。
だからこれはおかしい。

管理監：いやいや、基本方針が、工事中のことだけを書いているので。

住民：だから、それを誤解のないようにしてもらわないと、これじゃ誤解が起こります。
文章上。

住民：まあ括弧して、括弧につけ加えたら。このモニタリングは工事終了後も継続すると
でも。

住民：うん。何かそういうことでね。

住民：入れればいいでしょう。

管理監：なお、協定書5のところに書いてあるように、工事終了後も入れるという。分か
りました。

住民：それとね、鉛のことを言っているの、別にね、平成10年度の深掘穴の修復したと
きに出てきた***ないんですか。これは、200くらいですか、出てきたのは。1キ
ロの中に200ミリグラムぐらい。私の言っているのは、もっと高濃度ですよ。1,0
00だとか900だとか、500だとか。そこをどうするんですか。それ、うたってな
いじゃないですか。そしてこれが代替え、そんなんならんですよ。今まで出ているでし
ょう。含有で。そういうとこ、なんにも考慮されてなくて、ここは平成10年度だけは
深堀のこのことをだけを言っているんです。全然、話が違いますよ、的が外れています。
第一ね、出ている場所が全然違うやないですか。この、今、溶出で出ている場所が。
平成10年度の。

室長：浸透水のモニタリングの場所につきましては、今、掘削をしたりする部分がありま
すので、工事中の工事後の浸透水のモニタリングの井戸につきましては、また、皆さん
と話し合いさせていただきながら、今の浸透水の井戸が全部生き残るといってもあり
ませんので、また考えていく必要もあると思いますので、そのときにまたいちおう。

住民：たくさんありますよ、何カ所も。

室長：今の井戸が、つぶれて無くなる場所もありますので、また、対策後のモニタリングは、また考えていきたいなど。

住民：それも含めて、文章を直していただきたいと。そういうことです。そうですね。今、約束事なんやから、約束事が、やっぱり後から守られるかどうか問題だから。

室長：全体がきちっとわかるようなモニタリングの井戸を、また考えさせていただくと。それをここに書くというのも、何なんですけど。モニタリングの井戸は、また工事中に、***モニタリングの井戸を決めさせていただくと。

住民：それともう一つ、先ほどの〇〇さんちょっと戻って悪いけど、〇〇さんの経堂池の問題のときに、県では対策できんとおっしゃった。今回のことはすぐわないという形ですかね。けどね、すぐわないんじゃないんですね。〇〇のときに、何であんな公園つくったんですか。400万円もかけて。あれすぐわないでしょう。全く、あの処分場に公園作ること自体、その話がね。そこにはお金かけても、どうしてこういう実際の被害を受けているところがその対策が何もとられないのかと、これはおかしいです。

たとえね、今回のこの工事とは別で考えても、別の予算でもいいから、何らかを考えますというんならわかりますよ。何も考えませんというのは、やっぱりちょっとおかしいです。ここで聞いていて、これはやっぱり、僕やったら納得しないな。

住民：うちも、全然、納得はしていませんし、僕は、浚渫のほうをあれですけど、あとの農道とかそういうようなことについては認めてもらえるような感じで出ていったんですけども、先ほどの話を聞いていると、全然、こちら、前の〇〇自治会に来てもらって話ししたあれがね、この二次対策ではできないかもわかりませんが、違う形でやっぱり県のほうがしっかりしてもらわないと、やっぱり住民は文句出てきますわ、こんなんでは。浚渫については、もう一度ちょっとどうするかあれですけども、他の分については、やっぱり何とかしてやろうというような感じのこともないと、ちょっと役員会に行っても通らないと思います。

これやと、別に書いてここにわざわざ9番にこれ書いてもらわなくても、前のあれで出ていますので、ここには入れてもらうということは、そういうようなことも含めていうような感じで僕は思ったんですけど、それでも、どうしてもこういうような面が二次対策でできなかったら、違う形で県がしっかりとしたそういうことをしてもらわないとね、〇〇被害被って何もありませんわ、実際のところ。池は使えないわ、田んぼのあれも放置の状態ですし、いっぺん見てもらったらわかるんですけども。そういう形で、もう工事が終わってしまったら、また問題出てくると思いますけど。何もしてもらわなかったという形で。何も、〇〇としては、絶対にあれで納得はしていません。

住民：ちょっと僕ね、違和感があるんだな、〇〇さんのその言い方に関しては。

住民：違和感て何ですか。そりゃ、被害受けてるんじゃないですか。

住民：それはだからいい、説明するけども。〇〇の人たちが、あそこの処分場のまず開発に手をつけたんだよね、基本的に。

それから、あそこの RD 社っていうのは、もともと〇〇の従業員の人がたくさんいたわけでしょう。それから、この問題が起きたときに、最初の合同対策委員会の委員長になったのは〇〇さん、〇〇の委員長だったんだけども、自分たちは、県や市の言うことに従いますってやめたんだよね。もう権利放棄してるんだよ、一旦。そういう経緯が全てあるわけですよ。自分たちは被害者だというふうに主張するんだったら、我々だってものすごい被害者なんですよ。我々は、これまでの運動でどれだけの時間を使ってきたか。それはね、賠償をしてもらいたいと思うよ、県に、そういうことだったら。それはね、自分たちだけが被害者のような形にして、経堂池を何とかしてくれっていうことに対しては、同じ運動をやってきた仲間として、ちょっと虫がいいんじゃないかなっていう気がするよ。同じことは、〇〇さんにも言えるんだけど、一生懸命、責任をとって我々はやろうっていうんだけども、そういうところに責任をとらないで、最後にまた協議会に入ってきて、俺にも言わせろっていうのは、やっぱり一生懸命、何とか地域のために頑張ろうと思って協定をつくらうとしてる者としては、誠実性という点で疑問を感じますね、私は。そりゃ、やってもらっていいよ、その被害受けたっていうんで賠償請求やるんだったら、この場でやめてもらいたい。県に対して、正々堂々と賠償請求すればいいじゃないですか。

一方で、〇〇さんのように公園をつくったと、それを批判しといて、じゃあ自分たちにも経堂池への浚渫よこせっていう、そういう物取りのやり方でやっていったいいのか。ああいうやり方はよくないだろうと、みんなオープンの中で、やっていこうって言っているんじゃないですか。だから今ね、経堂池をどうにかしろって、この場で言うべきではないですよ、少なくとも。それはね、地域社会としての品格の問題だと思いますよ。〇〇っていうのはね、この地域のもともとの旧村なんです。我々は分家だと。本家だと。〇〇は本家だというふうに思って、これまで立ててきたけれども、本家がそういうようなことを言っちゃいけないよ。品格があるでしょう。

住民：ちょっとね、言葉ですけどね、我々としては、あの経堂池がどういう状態になったということは、皆さん御存じですね。

住民：うん。

住民：けど、あの水を使って、我々、何をしてるのかというと、もう御存じやと思う。我々の生活にかかっているんやて。

住民：私は、市の調査委員会のときに、〇〇さんの状況も調べました。農業で100%暮らしてる人は、〇〇の中にそんなに多くありません。ほとんど兼業農家です。しかも、

あそこの経堂池がなくても実はやってきた事実があります。

しかし、もっと大切なことは、〇〇にとってあの経堂池っていうのは、実は聖地だったんですよ。何のためにあの白髭神社が建てられてるのか、白髭神社にウサギの銅像があるのか、なぜ白髭神社が経堂池に向かっているのか、あれは〇〇という地域にとって、あそこの水が聖地だったからですよ。それを守るのが、〇〇の本体の役目なんですよ。

ところが、これまでその上の集水池をごみ捨て場に売って、そして、これまであそこの汚染を黙って黙認してた。そして運動が起きても途中でやめた。そういうことに対して、やっぱり自分の反省も必要だと思うよ。

あそこの水を守るのは、私は大賛成です。けども、自分の立場は被害者だというふうなことだけを言うのは、私は納得できない。自分たちにも責任があった。そこを踏まえてもらいたい。でも、地域全体のことで、今、ここは言うべきではないと、そういう態度をとるのが、私は本家たる〇〇の品格だと思ってます。

住民：今、おっしゃった意味、我々が、あの経堂池の水をどのように使ってきたのか、御存じやと思うんです。先ほど言いましたように、我々の生活にかかっている。命の問題として、あの水を、我々、今考えております。誰がどうというよりも、やはり何とかしてあの水を、我々農家として使いたい。今の状態では使えない。使っていないわけです。だからそういう今、自治会長言うたように、〇〇の人は、一つの方向として出してるわけですから、それを御理解願いたいです。

住民：それは十分理解してます。十分理解してから協定書の案に、新たな項目を入れたわけですね。もうこういう文言は。これは〇〇さんから提案されたんじゃないで、こういう文言はどうですかというふうなことで、みんなで決めて入れたわけでしょう。それがあつた上に、またしゅんせつをどうこうっていうのは、また個別の場でやるべきことじゃないですか。今、協定書で言うべきことですか。

住民：今、文言の中身というのは、経堂池の農業用水としての機能回復及び維持、これ中身、非常に曖昧な言い方です。本当に、元のようになるのかっていうある程度、不安を持っています。それ、何とか。不安を取り除いてほしいなという思いは持っています。だから、そういう発言の言い方やと思います。そのように御理解願いたい。

住民：それで、今後の進め方、どうしましょう、県さん。県さんていうと何か、夕べ何か、高倉健の番組あつたんで、ちょっとイメージが違う。

管理監：基本的に、この協定書、産廃特措法で代執行を使って行う行為についての協定書という形ですので、少なくとも県としては、その枠の中でしか文言等も入れないというのは、先ほどの鉛の話でもそうですし、いろんなことも全てそれが基礎になって、県も考慮すると、そういう形の中で、皆さんと今までいろいろお話をさせてきてもらったというふうに考えておりますので、この工事の先ほど幾つかの点については、そういう形での修正も含めてお話しさせていただきました。県として、精いっぱい知恵を絞りなが

ら、今回、こういう協定書を出させていただきましたので、この協定書でもっての締結をお願いできないかというふうに考えておりますので、この点について、各自治会さんか、あるいは以前にも自治会が出てほしいなど、御相談されるのであれば、その中でこの場でまた集まってもらうのは何でございますので、一応、方向性を決めていただければというふうに考えております。

住民：確認なんだけれども、今の議論の中で修正が入ったところを、もう一回、県のほうから確認してもらえますか。まず、7のところは、結局、一次対策、二次対策は入れるんですか、未掘削部分の掘削の中に。

参事：はい、「甲は、調査を行った上で、一次対策工事及び二次対策工事での未掘削部分の掘削を含めて」という形で。

住民：するんですね、はい。それから、協定書のほうは、あと〇〇さんが抜けることに関しての修正は、どういうふうになりますか。

管理監：この場合、今から申し上げますが、最初から申し上げますと、RD処分場問題解決に向けた二次対策工事の実施に当たり、滋賀県知事（以下「甲」という。）と〇〇自治会、〇〇自治会、〇〇自治会、〇〇自治会、〇〇自治会（以下「乙」という。）乙は、平成22年8月5日に、ここに、「RD問題周辺自治会連絡会と取り交わしたRD事案解決に向けての覚書第1条で遵守するとしている云々という形で締結する。」という形で、最初の乙のところを5自治会の名前を全部入れさせていただきました。で、「取り交わした」については、自治会連絡会と取り交わさせていただきます、ここではそれを、「平成22年8月5日に、RD問題周辺自治会連絡会と取り交わした」という形に、入れることによって正しい経緯をさせていただいて、最後の甲乙のところの裏面の最後でございますが、「甲、滋賀県知事の」下が、「乙が滋賀県栗東市、〇〇自治会、〇〇自治会、〇〇自治会、〇〇自治会、〇〇自治会」という形で、〇〇さんにつきましては、ここを削除させていただくと、それと、「乙のRD問題周辺自治会連絡会」という上の部分も削除させてもらうという形になろうかと思えます。

住民：基本方針のほうもお願いします。

参事：基本方針の1番の④でございますけれども、「一次対策工事掘削区域掘削後の底面及び東側焼却炉跡の基礎コンクリートを撤去した部分について、その下に存することが疑われる有害廃棄物土またはドラム缶関連廃棄物土」というふうにさせていただきます。

10番目の、工事中のモニタリングのところでございますけれども、ここに付け加えさせていただいた、「また」からずっとありまして、「直下流の浸透水モニタリングを行う。」その下に、「なお、このモニタリングは、工事終了後も継続する。」ということでつけ加えさせていただきます。

以上でございます。

住民：これ、深掘穴のとこだけですか。***。その文章は変えないですか。

参事：この文章はこれで、ただ、そのモニタリング自体、先ほども室長が申しましたように、全体を見てやるわけですので、この協定書の中にもありますが、連絡協議会を設けて、対策の有効性を、住民さんも入っていただいた上で、調査し判断をしていくこととなりますので、その中で議論をまたさせていただけるかなと考えております。

住民：ただ、また平成17年度の深掘り箇所の***で確認されたとかいう。ここは、そのまま残るわけですか。僕は、そこだけと違うでしょうと言うてるわけだけど。工業技術センター側もあったでしょう。900とかいうのもあったでしょう。

それから、市道側もあったし、市道側1000というのも。どこらへんか忘れたけど、500ぐらいか***200超える箇所なんかいっぱいあります。

住民：モニタリング井戸は、また新たに幾つか掘らるんですか。今あるやつは、使えんようになります***そういうこととなりますわな。そのかわりに何かこう、幾つか掘るようなこと言うてはったん違います。

住民：多分、***あっさりとなね高いところ取ってしまったらいいんですよ。ややこしいことやってるからいつまでたっても出来ません言ってますやん。

室長：そしたらですね、今ここにはちょっと、深掘の鉛の話を書いていたいたのかかなあと、そういう意見だったかなということで書かせてもらったんですけど、そしたら、工事中のモニタリングの井戸の設置については、これまでの調査で確認された鉛の含有の調査結果等をもとに、モニタリング井戸を決定するということにさせていただきます。

当然、今のこの深掘是正工事も、そういう一つになるということで、そういうような表現でいかがでしょう。

住民：文言変えるのは、ちょっとまとめてもらえますか。全面的に変えないといけなくなるような気がするんだけど、そうすると。

室長：ちょっと待ってください。

そしたらですね、文言はちょっと、またきちつと言わせてもらいますので、考え方としては、今言われたような今までの調査において、鉛の含有の濃いところがあったところを考慮しながら、工事中のモニタリング井戸を設定をさせていただくというような内容のことを、しっかりとここに、ちょっと今、しっかり言えませんがあれですけど、そういうことを、今のこのゴシックの斜めの線のところに変えて書かせていただくということにさせていただきます。ちょっと今、これをここに書くようなことまでは、まだちょっと今言えませんが、そういう内容を書かせていただきます。

住民：今、変更があった、今週中にもらえへんでしょうか。

室長：今ちょっと向こうの部屋で書いて、またそしたら後で言わせてもらえるかな。

住民：今、8時半だけでも、じゃあちょっと、僕らもちょっと内部で今後の進め方、話し合いたいので、そちらのほうで文言をまとめていただけますか。ちょっと住民側は住民側として協議したいことがありますので。

室長：そしたら、ちょっと一旦私は、向こうに。

住民：はい、よろしくをお願いします。

(中絶)

参事：ちょっとそしたら、読ませていただきます。

最初の前文のところでございますけども、RD最終処分場問題解決に向けた二次対策工事の実施に当たり、滋賀県知事（以下「甲」という。）と滋賀県栗東市〇〇自治会、〇〇自治会、〇〇自治会、〇〇自治会及び〇〇自治会（以下「乙」という。）は、平成22年8月5日に、甲とRD問題周辺自治会連絡会が取り交わしたRD事案解決に向けての覚書、このあとに（以下「覚書」という。）とあるんですが、以下で覚書が出てまいりませんので、これは削除させていただきます。覚書第1条で遵守するとしている「RD産廃処分場問題に関する県の対応についての見解」3の項を踏まえ、以下のとおり協定を締結するというので、修正箇所としましては、RD問題周辺自治会連絡会としておりましたところを、自治会の名前を5つ並べさせていただいて、以下乙というというふうにしたのと、後の覚書のところの取り交わした相手を甲とRD問題周辺自治会連絡会というふうに入れさせていただいたということでございます。あとちょっと、（以下「覚書」という。）というのを削除すると、その3点が修正箇所でございます。

あと、7番目のところでございますけども、連絡協議会は、二次対策工事完了後5年を目途に、対策工の有効性を確認するものとする。その結果、有効でないと判断されたときは、甲は、調査を行った上で、一次対策工事及び二次対策工事において、掘削しなかった部分の掘削を含めて、必要な追加対策を検討し、実施するというので、連絡会さんのもとで、廃棄物の全量掘削を含めてとなっております部分を、一次対策工事及び二次対策工事において、掘削しなかった部分の掘削を含めてというふうに変更させていただきました。

続きまして、最後のサインしていただく乙のところにつきましては、RD問題周辺自治会連絡会というのを削除するのと、あと〇〇自治会の欄は削除させていただくということでございます。

次に、二次対策工事基本方針でございますけども、④のところでございますが、一次対策工事掘削区域掘削後の底面及び東側焼却炉跡の基礎コンクリートを撤去した部分について、その下に存することが疑われる有害廃棄物土またはドラム缶関連廃棄物土等、

場外に搬出すべき廃棄物土ということにさせていただきたいと。ちょっと、先ほど医療系は含むのかというのがありましたので、前のやつで、電磁探査の結果云々とありましたところについて、その下に存することが疑われる有害廃棄物土またはドラム缶関連廃棄物土等、場外に搬出すべき廃棄物土とさせていただきます。

住民：これ、やっぱり長々と言わんといかんのですか。ドラム缶関連廃棄物土で言ったらいかんのですか。有害廃棄物土及びドラム缶関連廃棄物土で、いいんじゃないですか。他の上2，3みな土で。

室長：上のほうで、先ほど医療系と言っていたやつが、ちょっと有害廃棄物土の定義を見ていると、若干入らないかなということで、土壤環境基準を超える有害物が溶出することにより地下水汚染の原因となるおそれのあるものに、医療系というやつがなかなかちょっと入ってこないかなというふうに思いましたので、そういうもの等の対象、場外へ出すべき廃棄物という、ちょっとややこしいです。ちょっと先ほど有害廃棄物土っていう中に入らなくて言うたものの、読み返してみると、ちょっと入らないかなと思いますので、丁寧に言わせてもらおうかなと。

住民：結局どうなんですか。

参事：もう一回読みますと、この電磁探査の結果のところの修正部分で、その下に存することが疑われる有害廃棄物土またはドラム缶関連廃棄物土等、場外に搬出すべき廃棄物土ということでございます。

続きまして、10番目、工事中のモニタリングでございますけども、二次対策工事の実施に伴って生じる生活環境保全上の支障を防止するため、浸透水、地下水の水質及び騒音、振動、粉じん等のモニタリングを行う。そこまで一緒でございますと、その後、また、モニタリング井戸の位置については、土壤汚染対策法の指定基準を超過して、鉛が含有されている箇所を考慮して決定する。なお、モニタリングは、二次対策工事完了後も必要な期間、実施するというのをつけさせていただくと、もう一度申し上げますと、また、モニタリング井戸の位置については、土壤汚染対策法に定める指定基準を超過して、鉛が含有されている箇所を考慮して決定する。なお、モニタリングは、二次対策工事完了後も必要な期間、実施すると、いう形でございます。

室長：ややこしいですけど、至急作って、明日委員会に持っていきますし、欠席される自治会長さんは、また家のほうへ入れさせていただきます。

住民：はい、わかりました。

先ほど、住民側で話し合いました、〇〇さんは残念でしたけど、それ以外のここにいる自治会の方々の意見は一致しました。この協定書案で合意したいと思います。

管理監：ありがとうございます。

なお、協定につきましては、知事と自治会長さんの間で協定を取り交わすという形になっておりますので、場所、時間等、ちょっとスケジュールを確認させていただいて、また連絡をさせていただきます。場合によりまして、知事が、直接、協定に締結するという形になりますと、ちょっと時間的なことがございますので、場合によっては、自治会長さん、県庁のほうに来ていただいて知事室かあるいは公館でもって協定書に調印をお願いしたいかと思うんですが。

住民：それは反対だよ。来いよ。そんなもんだめだ、そしたら。ちゃんと地元で謝りに来いよ。そんなら、私はサインしない。

管理監：わかりました。そういう形でしたら、もう一回、調整させていただきます。

住民：何様のつもりだよ。

管理監：ちょっと、できるだけ早い時期というのと議会等があるんで、こちらの往復時間等の関係もあって、ちょっと、できるだけ早くするにはという意味で、ちょっと私のほうから言わせていただいたのですが。

住民：できたら、野村市長も同席してもらったほうがありがたいな。野村市長同席して、栗東市役所ってというのが、一番いいと思います。

管理監：わかりました。そういう形で、もう一回、調整させていただきますので、ちょっと栗東市さんと調整して、また連絡させていただきます。

室長：ありがとうございます。あとちょっと連絡事項で申しわけないです。

先ほどの清水建設が、各自治会長さんのほうへ回らせていただきまして、工事の説明の紙を持っていかせていただいて若干説明させていただきたいと申しておりますので、御都合のよい日と時間をお聞かせいただければ、また取りまとめて清水建設のほうに渡そうかなと思うんですけども。

住民：いつごろに***ですか。

管理監：あすは、調査委員会がございますので、明後日以降で、自治会長さんで、この日の午前中とか何時から何時ごろまでやっただらいるんですけど、これは一応、説明資料ですので、ちょっと説明もしながら、自治会長さんには内容を説明させていただきたいと言っておられますので、工程とか工事の中身とかいう点について、まずは自治会長さんに説明させていただきたいということでございますので、余りぼんとほうり込むべきでもございませんので、そのときに、もし御要りだったら、回覧とかなされる場合ですと、これからは何部用意しておいてほしいとかいうのもあわせていただいたら、今後、定期的いろんな資料を配られますので、その点も含めてお願いしたいと思います。

自治会長さん帰られるときに、こちらへ来ていただいて、ちょっとスケジュール見ていただいて、いつやったらオーケーというのを、できたら1コマか2コマくらい、金曜日以降で言っていただけたら、それを明日清水に伝えて、また返事を明日でもさせていただけようと思っておりますので、よろしくをお願いします。

住民：平日ですか。休みもええんですか。時間は夜でええの。昼間。

住民：明日、終わってから説明してくれたら一番。

管理監：わかりました。そしたらそういう形で、あす、自治会長さん大体全員、来られるんでしたら、4時までですので、4時以降、委員さん帰られて以降、その場所で、あと二、三十分、資料を説明させていただきたいと思います。

管理監：わかりました。明日、終わり次第という形で待機させておきますので。もし、明日来られない自治会長さんにつきましては、行っていただきますので、そのところだけは帰りしても連絡をいただければというふうに思います。

住民：それは、会長以外も聞けるの。

管理監：大丈夫です。

部長：それでは、長時間にわたりありがとうございました。協定書のほうにも御理解いただきまして、本当にありがとうございます。冒頭も申し上げましたが、本当にこれで終わりじゃなくて、これからきちっと情報開示、説明を丁寧に積み重ねて、一日も早く解決していくように、一生懸命やっていきますので、引き続きの御理解、御協力、またいろいろ御助言いただければと思っております。

本日はどうもありがとうございました。